⑶　事業場所　東京都品川区勝島一丁目６番
⑷　事業内容　ＰＦＩ方式による公務員宿舎の設計、建設及び維持管理事業
⑸　事業期間　契約締結日から平成35年３月末まで
2　競争に参加する者に必要な資格
⑴　入札参加者の構成等
イ　入札参加者は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。
ロ　入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、国との対応窓口となること。
ハ　落札者は、特別目的会社を設立することとし、代表企業及び建設業務を行う者は、必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。
⑵　入札参加者の参加要件　入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。
イ　財務省関東財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省関東財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
ロ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
ハ　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
ニ　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
ホ　財務省関東財務局が本事業について、アドバイザリー業務を委託した株式会社長大並びに株式会社長大が本アドバイザリー業務において提携関係にある東京丸の内法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
ヘ　入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。
ト　本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
チ　次の各号のいずれかに該当しない者であること。
㈠　法人でない者。
㈡　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
㈢　役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人。
Ａ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
Ｂ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
Ｃ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者。
Ｄ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者。
Ｅ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がＡからＤまでのいずれかに該当するもの。
㈣　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
㈤　その者の親会社等が㈡から㈣までのいずれかに該当する法人。
⑶　入札参加者の資格等要件　入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれイ並びに各業務に応じロ、ハ、ニ又はホの要件を満たすこと。
なお、ロ、ハ、ニ及びホのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。
また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。
イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること（維持管理業務を行う者を除く）。
ロ　設計に当たる者は次の要件を満たすこと。
なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。
㈠　平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「Ａ」等級に格付けされている者であること。
㈡　次のＡからＣに該当する建築物の設計実績が過去10年間（平成15年度以降）においてあること（一つの建物でＡからＣの条件を満たす必要がある）。
Ａ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
Ｂ　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。
Ｃ　地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。
ハ　建設に当たる者は３者までとし、次の要件を満たすこと。
㈠　１者の場合は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「Ａ」等級に格付けされている者であり、財務省関東財務局の付与数値が1,400点以上ある者（経常建設共同企業体及び事業協同組合を含む。）であること。
２者以上の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「Ａ」等級に格付けされている者であり、内１者は財務省関東財務局の付与数値が1,300点以上ある者であること。
㈡　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有してから営業年数が３年以上ある者であること。
㈢　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
㈣　１者の場合の当該者並びに２者以上の場合の内１者は、過去10年間（対象年は上記２⑶ロ㈡と同様）においてその全部の引渡しを行った建築物で、次のＡからＣに該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物でＡからＣの条件を満たす必要がある）。
２者以上の場合の内１者を除くほかの者については、過去10年間（対象年は上記２⑶ロ㈡と同様）においてその全部の引渡しを行った建築物で、次のＡ及びＤに該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物でＡ及びＤの条件を満たす必要がある）。
なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上のものに限る。
Ａ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
Ｂ　建築基準法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。
Ｃ　地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。
Ｄ　地階を除く階数が７以上であること。